

[産業観光部産業創出課]

(設置)

第1条 市内の企業と研究開発機関等との連携による新たな産業の創出及び人材の育成を図ることを目的として、産業の集積及び事業化の支援に関する専門的な知見から適切な助言及び指導を受けるため、郡山市産業技術アドバイザー（以下「産業技術アドバイザー」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において「研究開発機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 独立行政法人産業技術総合研究所
- (2) (仮称) 福島県医療機器開発・安全性評価センター
- (3) 大学、高等専門学校等の高等教育機関
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類すると認められる機関

(委嘱)

第3条 産業技術アドバイザーは、産業に関する幅広い識見及び経験を有し、当該識見及び経験に基づいた適切な助言及び指導を行うことができると認められる者のうちから市長が委嘱する。

(身分)

第4条 産業技術アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(任期)

第5条 産業技術アドバイザーの任期は、委嘱を受けた日から当該委嘱を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(所掌事務)

第6条 産業技術アドバイザーは、市長の求めに応じ、次に掲げる事項について必要な助言及び指導を行う。

- (1) 市内企業と研究開発機関等との連携に関すること。
- (2) 産業の集積及び事業化の支援に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(服務)

第7条 産業技術アドバイザーは、その職務の重要性を自覚し、誠実かつ公正にこれを遂行しなければならない。

2 産業技術アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 産業技術アドバイザーは、その職務の遂行に当たっては、この要綱に定めるもののほか、関係法令を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。

(謝礼金等)

第8条 産業技術アドバイザーに謝礼金及び交通費を支給し、その額は市長が別に定める。

(解嘱)

第9条 市長は、産業技術アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合は、その任期中にあってもその委嘱を解くことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めたとき。
- (2) 産業技術アドバイザーに必要な適格性に欠けると認めたとき。
- (3) 産業技術アドバイザーを設置する必要がなくなったとき。
- (4) 第7条の規定に違反したとき。

(庶務)

第10条 産業技術アドバイザーに関する庶務は、商工観光部産業創出課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、産業技術アドバイザーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月24日から施行する。